

三農振第330号
令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (畑枝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月22日、令和7年1月5日 (第1~2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家戸数は16戸で、水稻(品種:山田錦、キヌヒカリ等)を中心とした農業経営を行っている。高齢化等で、耕作できなくなった農地は、地区内の耕作者を中心に耕作を打診しながら、営農維持を行っている。

意向調査回答者14名の内、6名(42.9%)が、65歳以上と高齢化が進んでいる。また、2名(18.2%)が規模縮小、離農の意向を持っている。また、6名(46.2%)が後継者の目途はついていないと回答されており、今後の地域農業のあり方や将来の担い手対策、農地利用についての検討が必要になっている。

有害鳥獣(イノシシ、アライグマ等)による農地や畦畔・水路、農作物への被害が大きいことによる営農意欲の低下や修理にかかる経費負担の対策が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培は、引き続き、山田錦、キヌヒカリ等を核に、個別完結型の営農を進め、現耕作農地の維持を目指す。

一方、空き農地が発生した場合は、地区内の規模拡大意向農家への集積を基本とし、地区内の農家で対応できない場合は、周辺地区の認定農業者等大規模農家への集積を行う。

地区内に認定新規就農者意向の者がおり、地域の貴重な担い手として育成を進める。

将来的には、個別完結型の営農では担い手不足や農業機械代の高騰への対応に限界があるため、次世代へスムーズな事業継承ができるよう、地区内の後継者を中心に、集落農業の新たな仕組みや組織化を検討する。加えて、地区内の若手後継者に対し、機械作業に慣れてもらいながら将来の担い手として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域として、多面的機能支払交付金の受益地を対象区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内の規模拡大志向農家や周辺地区の認定農業者等を中心に、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整しながら、農地バンクを通じた集積、集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は中間管理事業を活用するよう誘導する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場整備は完了している。パイプラインの管理や修繕に係る積立等は継続して進める。

加えて、農作業の効率化を図るため、農地所有者の理解のもと、畦畔除去による分町の解消にも取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農を希望する者がいる場合は、地域の貴重な担い手として受け入れるルールをつくり、三木市や加西農業改良普及センター、JAとも連携し多様な担い手確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除や、水稻の乾燥調製作業をみのり農業協同組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電柵設置等を継続して行うとともに、地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(電柵、侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや連絡網の整備、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

③今後、機械を導入する際は、作業の省力化を図るため、トラクタや田植機の自動走行など、スマート農業技術の導入を検討する。

⑦多面的機能支払交付金等の活用により、除草を省力化できる機械整備を検討し、農地、水路、法面等の保全を進める。